

# 福祉サービスに関する苦情解決事業

令和6年4月現在

社会福祉法第82条で「社会福祉事業の経営者は、常にその提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。」と定められています。当事業所が行っている福祉サービスに関する苦情等は、下記へ申し出てください。

事業所名 社会福祉法人坂井市社会福祉協議会  
〒919-0521  
住 所 坂井市坂井町下新庄18-3-1  
電話番号 0776-68-5070

## ① 苦情受付担当者

福祉サービスを利用される方が申出をしやすいよう、苦情の受付を担当いたします。

社会福祉協議会総務課長 宮永 陽子 (本部 TEL68-5070)

## ② 苦情解決責任者

福祉サービスを利用される方の苦情を解決いたします。

坂井市社会福祉協議会事務局長 花房 繁永 (本部 TEL68-5070)

## ③ 第三者委員

苦情解決に社会性や客観性を保ち、福祉サービスを利用される方の立場や特性に配慮した適切な対応を図ります。

坂井市三国町三国東2-3-15 山本 達雄 (TEL82-7484)

坂井市春江町江留下宇和江9 渡邊 眞吾 (TEL51-0285)

## 苦情の受付方法

電話、面接、書面などにより苦情受付担当者が受付します。

なお、事業者に言いにくいという方は、直接、第三者委員に申し出ることもできます。

## 苦情解決の方法

苦情解決責任者が、苦情を申し出た方と誠意をもって話し合い、解決に務めます。また、必要に応じて、第三者委員が助言や立会いをします。

## 【 事業者段階の苦情解決の仕組み 】

